

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月24日 04時44分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市家島西方沖 尾崎鼻灯台から真方位273° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 41.2′ 東経134° 29.4′）
事故の概要	貨物船新生は、南西進中、また、漁船磯丸は、いけすをえい航して北進中、新生といけすとが衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 新生、199トン 134534、個人所有 B 漁船 磯丸、11トン HG2-3879、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級海技士（航海） 機関長A、六級海技士（機関限定） B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に破口及び擦過傷 B いけす底部に破口及び凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び機関長Aが乗り組み、南西進中、船長Aが無資格の機関長Aに船橋当直を任せて船橋を離れた後、機関長Aが、前方を北進中のB船を視認し、3Mレンジに設定したレーダー画面を見て漁船1隻と思い、B船の船尾方を通過するつもりで航行を続けた。 A船は、B船の船尾方に至り、機関長AがB船の灯火により照らし出されたいけすを認めた直後、いけすと衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、航行中の動力船の法定灯火を表示するとともに回転灯1個を点灯し、全長約75mの無灯火のいけすを約40～50mのえい航索でえい航しながら北進していた。 船長Bは、右舷方から接近するA船に気付き、A船がいけすの船尾方を通過するものと思い、航行を続けていたところ、いけすにA船が衝突する状況を確認した。
分析	A船は、船長Aが無資格の機関長Aに船橋当直を任せて船橋を離れたことから、機関長Aが、レーダーのレンジを適宜切り替えて系統的な観察を行うなどの見張りを適切に行うことができず、B船がえい航

	<p>していたいけすの存在に気付くのが遅れ、いけすと衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bがいけすを引いていることを示す法定灯火を表示していなかったことから、いけすの存在をA船の船橋当直者に早期に気付かせることができず、いけすとA船とが衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が南西進中、B船がいけすをえい航して北進中、船長Aが無資格の機関長Aに船橋当直を任せて船橋を離れ、また、船長Bがいけすを引いていることを示す法定灯火を表示していなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無資格者に単独での航海当直を任せないこと。 ・ 法定灯火を表示すること。